

# 『PCA 法人税シリーズ』

## Rev.27.00プログラムでの主な機能強化・仕様変更点

FKM\_S\_20250609

主な機能強化・仕様変更点は以下の通りです。

### ◆令和7年度 税制改正について

以下の改正に対応しました。

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の延長・見直し
- ・中小企業投資促進税制の延長
- ・中小企業経営強化税制の延長・見直し
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長
- ・高度な資源循環投資促進税制の創設
- ・認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の廃止
- ・大阪府、島根県、山口県、愛媛県、鹿児島県の均等割の上乗せ措置(森林環境税等)の延長

### ◆国税電子申告のバージョンアップに対応

- ・令和7年5月の国税電子申告のバージョンアップ(手続きVer.25.0.0)に対応しました。
- ・令和7年8月1日から利用可能となる、第六世代の税理士用電子証明書に対応しました。

### ◆地方税電子申告のバージョンアップに対応

- ・令和7年8月1日から利用可能となる、第六世代の税理士用電子証明書に対応しました。
- ・提出先マスタの変更に対応しました。

### ◆各様式について

#### ◇追加：以下の様式が追加されました。

- ・別表十四(二)付表二 公益目的事業実施必要額の計算に関する明細書  
※令和7年4月1日以後開始する事業年度より追加となります。

#### ◇削除：以下の様式が削除されました。

- ・別表六(二十五) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書  
※令和7年4月1日以後開始する事業年度より削除となります。

#### ◇変更：以下の様式が変更されました。

【様式名等の変更】

変更前		変更後
別表六(二十六)情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	→	別表六(二十六)情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表十六(四)旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	→	別表十六(四)旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法若しくは経過リース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十(六)	→	別表十(七)
別表十(六)付表一	→	別表十(七)付表一
別表十(七)	→	別表十(八)
別表十四(二)付表	→	別表十四(二)付表一

【様式等の変更】

- ・別表一次葉
- ・別表三(一)付表一 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
- ・別表四 所得の金額の計算に関する明細書
- ・別表六(六) 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
- ・別表六(六)付表前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書
- ・別表六(二十三) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十六) 情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十七) 産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十八) 特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除等に関する明細書
- ・別表十(七) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書
- ・別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書
- ・別表十六(四) 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法等による償却額の計算に関する明細書
- ・適用額明細書
- ・会社事業概況書

※その他、軽微な様式等の変更があります。